

各 位

上場会社名	株式会社ぱど
代表者	代表取締役社長 渡瀬 ひろみ (コード：4833)
問合せ先責任者	専務取締役経営統括本部長 石川 雅夫 (TEL. 03-6694-9810)

## 「内部統制システム構築の基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の内容の改定を決議いたしましたので、下記の通り改定後の内容をお知らせいたします。なお、改定箇所は下線で示しております。

記

### 内部統制システム構築の基本方針（平成27年5月15日改定）

当社及び当社グループ会社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の体制の下で会社業務の適法性・効率性の確保ならびにリスク管理に努めるとともに、会社を取り巻く環境の変化に応じて見直しを行い、その改善・充実を図ることとする。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループ会社は、「コンプライアンス方針」において、コンプライアンスの基本原則を以下のよう  
に定め、その内容を携帯用カードにとりまとめ、取締役及び使用人に配布すると同時に、その精神を代表取  
締役がグループ内で継続的に伝達することにより法令遵守と社会規範に基づいた行動をグループ内に徹底する。

『ぱどグループはコンプライアンスが最優先であることを認識し、社会的要請に対応し、社会から信頼され  
る健全な企業活動を実践する。』

コンプライアンス委員会を設置し、関連規程の整備・コンプライアンスガイドラインの作成・内部通報制度  
の運営・社内教育の実施などグループ全体のコンプライアンスの徹底と意識の向上を推進する。

また、監査役は、独立した立場から内部統制システムの整備運用状況を含む取締役の職務執行を監査し、内  
部監査室が代表取締役の直接指揮の下に内部統制システムの整備状況と運用の有効性について監視する。

当社及び当社グループ会社の役員・使用人は、法令違反等コンプライアンスの基本原則に悖る行為を発見し  
た場合には、ルールに従い直ちに報告を行う。

#### 2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及び当社グループ会社では、株主総会・取締役会・経営戦略会議・その他重要な会議の議事録や関連資  
料、取締役会が決議した書類等取締役の職務執行に関する文書（電磁的記録を含む。）等の重要な情報は、文書  
取扱規程に基づき適切に保存し管理する。

また上記の文書等においては、監査役及び内部監査室が常時閲覧可能な体制を整備し、文書取扱規程の改訂  
の際は、代表取締役の承認を必要とする。情報システムは、常にその安全を監視し、適切な設備を整備し適切  
に運用することとする。

### 3. 損失の危機の管理に関する規定その他体制

企業価値や健全な企業活動を脅かすあらゆるリスクを経営戦略会議及びコンプライアンス委員会で定期的に認識評価し、平時より優先度に応じて具体的な予防策の整備を関連部署に指示し、進捗状況を確認する。

また、リスクが顕在化した場合は、危機管理規程に基づき、代表取締役が緊急度に応じて緊急対策本部を招集し迅速な対応と再発防止策を講じる。

内部統制システム全般の構築を担い、コンプライアンス・危機管理・労働安全衛生の各種施策を推進し、それらの実効性を確保するため、コンプライアンス委員会・労使委員会等の専門委員会を組織し、権限と責任を明確化し、取締役会や監査役への報告を求める等、グループ全体の内部統制を包括的・計画的に管理する体制を整備する。

さらに、企業活動に重大な脅威を与える反社会的勢力との関係を完全に遮断するため、全従業員の遵法意識を高め社内の諸規則や体制を整備すると共に、各関係機関と緊密に連携し、有事の際には企業及び関係者の安全確保を最優先事項とし、迅速かつ組織的に対応する。

### 4. 当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営目標の効率的な達成を図るために、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役の職務分掌を決定し、各取締役の責任と権限を明確にする。また各々の担当する業務の執行状況を定期的に取り締役に報告させる。

また、監査役は内部監査室と相互に連携し、代表取締役及び各取締役の職務の執行が効率的に行われているかの観点からも監査を実施し必要に応じて、助言・勧告を行う。

### 5. 当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社のグループ会社においても「コンプライアンス方針」を共有し、当社と一体的に行う事業については当社と共同して、また子会社が独立的に行う事業については当社と連携しつつ独自に体制の整備を推進する。

各子会社は必要に応じて、当社の専門委員会等の会議に参加し、議事録や資料の送付を受けると共に、独自に必要な組織を構築する。また、当社グループ間の取引については、その必要性・妥当性等について厳密なチェックを行い、透明性を確保する。監査役や内部監査室においては、子会社の監査役や内部監査組織とも連携し、各子会社の監査を定期的実施する。

### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役と協議し同意を得た上で、適任と思われる使用人を指名する。また、使用人が監査役を補助すべき期間中、当該使用人の指揮命令は監査役が行い、人事考課については常勤監査役の同意を要するものとする。

### 7. 取締役及び使用人が監査役会または監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、情報収集と意見表明を行う。また、当社及び当社グループ会社の取締役の業務執行状況を取締役会で定期的に報告を受ける。

代表取締役及び各取締役は、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告する。当社及び当社グループの取締役及び使用人は、監査役が事業の報告を求め、また、業務及び財産の状況を調査しようとする時は迅速かつ的確に対応する。

監査役への報告を行った当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人に対して、不利益な扱いを行うこと

を禁じる。

以上